中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百一号**

中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第一号及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第三号イの規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「金融・保険業（」の下に「クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）」を加える。

一　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第一条第一項第四号

二　株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第三条第一項第四号

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百二号**

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第十二条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「八千七百円」を「一万二千三百円」に改め、同条第二号中「八千二百円」を「一万千六百円」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　西村　康稔
環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄

# 省　令

**○国土交通省令第四十六号**

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、道路整備特別措置法施行規則及び地方道路公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月七日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路整備特別措置法施行規則及び地方道路公社法施行規則の一部を改正する省令

（道路整備特別措置法施行規則の一部改正）

**第一条**　道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （権限の委任）<br>**第十七条**　法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。<br>一　（略）<br>二　法第十一条第一項又は第五項の規定により許可し、同条第七項の規定による届出を受理し、及び同条第九項の規定により通知すること。<br>三～十六　（略）<br>様式（第十六条関係）<br>（表）　（略）<br>（裏） | （権限の委任）<br>**第十七条**　法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。<br>一　（略）<br>二　法第十一条第一項又は第四項の規定により許可し、同条第五項の規定による届出を受理し、及び同条第六項の規定により通知すること。<br>三～十六　（略）<br>様式（第十五条関係）<br>（表）　（略）<br>（裏） |

道路整備特別措置法（抜粋）

第四十四条　（略）

2　（略）

3　道路法第四十四条第五項から第七項まで、第六十六条第二項から第七項まで及び第六十七条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同法第四十四条第五項から第七項までの規定中「道路管

道路整備特別措置法（抜粋）

第四十四条　（略）

2　（略）

3　道路法第六十六条第二項から第七項まで、第六十七条及び第六十九条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同法第六十六条第二項中「前項」とあり、同条第五項及び第六項中「第一項」